

## 第1 総則

### 1. 目的

この指針は、民間企業等が保有する労働者の個人情報の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、民間企業等が、業務の実態を踏まえつつ、労働者の個人情報の保護に関する規程を整備することを支援、促進し、もって労働者の個人情報について、円滑な処理に配慮しつつ、保護の一層の推進を図ることを目的とする。

第1.の1は、この行動指針の目的を定めたものである。

この行動指針は、民間企業等が労働者の個人情報の保護を図る上で必要となる社内規程等を整備する際のよりどころとして活用されることを通じて、各企業等において個人情報保護のため自主的な取組みが促進されることを期待するものである。

「民間企業等」については、個人情報保護の重要性は労働者が働く事業所の規模等により異なるものではなく、また、この指針は企業等の自主的な取組を促すことを目的とするものであるので、営利、非営利を問わず、また、法人だけでなく幅広く個人も含めてすべての者を対象とすることとした。

「民間企業等」の「等」としては、民法第34条に基づく公益法人（特別法による法人（特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人等）を含む。）や上記以外の特別法による法人（事業協同組合等）が考えられる。

なお、個人情報の保護に当たっては、政府の「情報通信技術（IT）戦略本部」における個人情報保護のあり方に関する検討の過程でも指摘されたように、「保護の必要性和利用面等の有用性のバランス」を考慮することが重要であるが、雇用契約の締結に伴って収集等される労働者の個人情報は、商取引等によって収集等される個人情報、いわゆる顧客情報とは性格を異にする面があり、労働者の利益を図る上でもその円滑な処理が欠かせないという特徴を有するので、指針の目的を定めるに当たっては、「円滑な処理に配慮」すべきことについても言及することとした。